

所得税、市民税・都民税など、申告の時期となりました

申告書は自分で作成して提出はお早めに！

税務署窓口での平成24年分申告の相談、申告書の提出と納付期間

▼所得税Ⅱ2月18日(月) 3月15日(金)

※還付の申告は、東村山税務署で2月18日(月)以前でも受け付けています。

▼贈与税Ⅱ2月1日(金) 3月15日(金)

▼個人事業者の消費税および地方消費税Ⅱ4月1日(月)まで

※3月に入ると税務署は大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

▼e-Taxホームページ (http://www.e-tax.nta.go.jp) ▼国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) ▼東村山税務署 (〒189-0855、東村山市本町1ノ20ノ22、☎042・394・6811)

「確定申告センター」を西新宿に開設します

確定申告の無料相談(税理士会)

【対象】年金受給者、給与所得者、小規模納税者の方

Table with 3 columns: 会場, 日程, 時間

※受付時間は混雑の状況により、早く締め切ることがあります。 ※相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

市民税・都民税の申告会場

Table with 3 columns: 会場, 日程, 受付時間

※夜間相談窓口では、電話相談と証明書などの発行はできません。 ※市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、「提出のみの方および簡易な申告の方」に限らせていただきます。

分から)

【所在地】新宿アイランド地下1階アクアプラザ(新宿区西新宿6ノ5ノ1)

【注意】土地や建物、株式などの売却による譲渡所得や、贈与税の申告書等作成アドバイスは除きます。

市民税・都民税

市民税・都民税の申告と相談は課税課市民税係(市役所2階) ☎470・7777 (内線2333・2337)へ。

申告が必要な方

① 25年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

② 給与所得者で、次のいずれかに該当する方

③ 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方

④ 24年中に退職し、25年1月1日現在就職していない方

⑤ 給与のほかに地代や家賃、原稿料、年金、配当などの所得がある方

生活保護を受けている方

◎市民税・都民税申告書が届かない方へ

申告書は、昨年同様に申告をした方に郵送しましたが、該当する方ではない場合は、課税課市民税係へご連絡ください。

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など、前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費、寄附金控除などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書に支払った領収書など▼認め

ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得の還付は受けられません。還付の申告をする方は、東村山税務署へ申告してください。

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限り、内容が記入されている、お預かりするだけのもの

① 簡易な申告の方 ② 給与や公的年金のみの収入の方

③ 前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方

なお、簡易な申告の方で、市役所に来庁する場合には、あらかじめ医療費の合計額の計算や確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄などは、確定申告は必要ありません。

中学生の「税についての作文」

市長賞含め、入賞は15人

全国納税貯蓄組合連合会が主催し、国税庁が後援する24年度中学生の「税についての作文」に、市内7中学校から828編の応募があり、15人が入賞し、西中学校に感謝状が授与されました。

- ▼東久留米市長賞 高橋海咲(中央中学校3年) ▼東久留米市教育長賞 川村美菜穂(大門中学校3年) ▼東久留米市租税教育推進協議会会長賞 小林美月(東中学校3年) ▼東京国税局長賞 森田泰弘(西中学校3年) ▼東村山山税務署長賞 小田沙也華(久留米中学校3年) ▼東京都立川都税事務所長賞 稲福優貴(下里中学校3年) ▼東京納税貯蓄組合総連合会長賞 N・Y(久留米中学校3年)



24年度中学生の「税についての作文」で入賞した皆さん

ど、分かるところは記載してください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問などがある方に「書き方」のアドバイスを行います。

④ 前記①以外の場合でも、所得税の還付を受けるために確定申告の提出は可能です。

24年中において、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

▼市民税・都民税の申告が必要な方 ① 公的年金などから天引きされていない社会保険料の支払いがある場合 ② 生命保険料や地震保険料などの支払いがある場合 ③ 共同募金会や日本赤十字社などへの寄附、ふるさと寄附金などにより寄附金控除の適用を受けようとする場合 ④ 一定額以上の医療費について、医療費控除を受ける場合



復興特別所得税の課税が始まります

23年12月に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(復興財源確保法)」により、今年2月

に支払われる老齢年金から復興特別所得税が源泉徴収されます。

復興特別所得税は所得税の源泉徴収と併せて行われ、その税額は所得税額の2・1%相当の額となります。

そのため、2月に支払われる年金から受取額が変更となりますので、2月上旬に送付する「年金振込通知書」をご確認ください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

中央中学校3年 高橋海咲 私たち中学生にとって最も身近な税金の使い道は教育です。そこで、教育に使われている税金について調べてみることにしました。

まず、税金は国に納める国税と都道府県などに納める地方税に分けられています。国は教育に歳出全体の約8%、地方財政では約20%も使っているそうです。また、中学生1人になると、年間約97万円も使われていることになりました。

私は今まで、授業に必要な教科書が作られたり、校舎が建てられたりしていることにあまり注意を向けることが

なく、それらを当たり前のことだと思っていました。しかし、その当たり前のことは税金によって作られているのだと気づかされました。そして、教育だけではなく、税金の支えて私たちの暮らしが成り立っているのだと思います。

《東久留米市長賞》 未来を支える 私たちの税金

税金は、国民の生活を豊かにするものでなければいけません。そして、私達の未来をよりよい社会にするために、未来を支えていく私達が税についてもっと興味を持ち、きちんと選挙に参加し、責任を持つことが重要だと思っています。

税金は、国民の生活を豊かにするものでなければいけません。そして、私達の未来をよりよい社会にするために、未来を支えていく私達が税についてもっと興味を持ち、きちんと選挙に参加し、責任を持つことが重要だと思っています。